

(受理番号) 5-18	(受理年月日) 令和5年9月8日
	陳 情
件 名	東京電力福島原発からの処理汚染水海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について
要 旨	<p>2023年8月22日、政府は東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理汚染水について海洋放出を決定し、24日午後1時、東京電力は海洋放出を開始した。国内外から多くの反対の声が噴出する中の強行である。この放出には、明らかに以下の問題が存在する。</p> <p>1 「関係者」の理解は得られていない</p> <p>2015年8月、政府及び東京電力は福島県漁業協同組合連合会(以下県漁連)に対してALPS処理汚染水に関して、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と文書で約束した。その後も8月17日のNGOと東電、経産省交渉の際に至るまで「約束を遵守する」と繰り返してきた。「関係者」とは、影響を受ける漁業関係者、福島の人々をはじめ、本件に関心を有する日本国内外の市民はすべて含まれると考え得る。岸田首相は、2023年8月20日、福島第一原発を視察し、東京電力幹部と意見交換を行ったが、福島県漁連関係者には会わなかった。関係者の筆頭というべき地元福島の漁業者にも会わず、その意向を確認しないままの決定は許されるものではない。</p> <p>福島県内の市町村のうち、7割以上の自治体が処理汚染水の放出に関して、反対や慎重な対応を求める内容の意見書を可決している。2018年8月、福島で2箇所、東京で1箇所、「説明・公聴会」が開催されたが、意見を述べた44人のうち、42人が明確に海洋放出に反対した。その後、公聴会は開催されていない。こうした関係者の理解は全く得られていない状況の中、強行された海洋放出である。</p> <p>2 放出される放射性物質の総量が不明なままの排出</p> <p>「世界中の原発がトリチウムを排出している」ことは確かに事実である。ノーベル物理学賞受賞者・小柴昌敏氏も指摘したようにトリチウム自体が環境や健康に与える影響も大きな問題ではあるが、通常運転している原発からのトリチウム排水と事故原発の核燃料デブリに触れた排水とでは危険性のレベルが全く異なる。</p> <p>タンク貯留水には、トリチウムのみならず、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質が残留し、タンク貯留水の約7割で告示濃度比総和1(注)を上回っている。東京電力は当初、ALPSによりトリチウム以外の放射性物質は除去し、基準を下回っていると説明してきた。トリチウム以外の核種が残留していることが明らかになったのは2018年の共同通信などによる報道によってである。</p> <p>東電は、トリチウム以外の放射性物質が基準を超えている水については、「二次処理して、基準以下にする」としているが、どのような放射性物質がどの程度残留するか、その総量は未だに示されていない。それ</p>

どころか、東電が詳細な放射能測定を行っているのは、全体の水の3%弱に相当する3つのタンク群にすぎない。東電は、「放出前に順次測定し、測定後、準備が整い次第放出する」としているが、これでは放出する直前にしか、何をどのくらい放出するのかがわからないことになる。また、放出される放射性物質の総量は、すべてのタンク水を放出し終わるまではわからない。

3 「海洋放出ありき」で進められた検討

政府の審議会における一連の検討プロセスをふりかえると、代替案の検討は極めて表面的にしか行われず、結論を「海洋放出」に誘導するものであった。2018年当時、海洋放出を含む5つの案が示されたが、その際、海洋放出の費用は17～34億円、期間は52～88か月とされ、5案の中ではもっとも安く、かつ短期間の案として示された。しかし、その後、海洋放出の費用は膨れ上がり、現在わかっているだけで1200億円以上、放出期間は東電のシミュレーションでは30年以上とみられている。

また、技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」が提案した、「大型タンク貯留案」「モルタル固化処分案」は、十分現実的な案であるにもかかわらず、公の場ではまったく検討されていなかったことが明らかになっている。改めて貯留案等の代替プランを再検討すべきである。

4 「風評加害」という口封じ

政府は、ALPS処理汚染水の海洋放出の影響を「風評被害」に矮小化している。そして、メディアも政府見解を繰り返し報じている。代替案やトリチウム以外の放射性物質についてはほとんど報じられていない。本来、原発事故は人災であり、その加害者は国及び東電である。

「風評被害」のみを強調する政府の手法は、メディアの報道ともあいまって、放射性物質の海洋放出の影響やリスクについて指摘することを、「風評加害」とレッテル貼りし、健全な議論を封じ、民主主義を蹂躪するものとなっている。

5 意図的な放射性物質の放出はロンドン条約議定書に違反する可能性

2011年3月11日の原発事故以降、すでに大量の放射性物質が環境中に放出されてしまった。今回の放出は、それに上積みをする形で、政府によって意図的な放出を行うものである。放射性物質は集中管理し環境への放出を行わないことが原則であり、放射性廃棄物の海洋への投棄は、ロンドン条約96年議定書によって全面的に禁止されている。海洋放出はこの議定書に違反する可能性がある。

注：施設から放出される水や空気に対し定められている放射性物質濃度の規制値。複数の放射性物質を放出する場合は、核種毎に告示濃度が異なることから、それぞれの告示濃度に対する比率を計算し、その合計値を「告示濃度比総和」と呼ぶ。1を超えれば規制値を超えているということになる。

【陳情事項】

地方自治法第99条の規定に基づき、国及び東京電力が福島第一原子力発電所からの処理汚染水の海洋放出計画を撤回するとともに海洋放出を即時中止することを求める意見書を国に対して提出することを求める。